

近年における物流関係法令の改正と トラック・物流Gメンの概要について

令和8年6月8日
近畿運輸局奈良運輸支局
企画輸送・監査部門

政府における「物流2024年問題」への対応

政府における「物流2024年問題」への対応

平成30年

- 6月 **「働き方改革関連法」成立**（※労働基準法の改正）
- 12月 **貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立**
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を創設（令和6年3月末までの時限措置））

令和2年

- 4月 **「標準的運賃」を告示**

令和5年

- 6月 関係閣僚会議において**「物流革新に向けた政策パッケージ」**を策定
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を「当分の間」延長）
- 7月 **「トラックGメン」創設**
- 9月 岸田総理と中小トラック事業者等との**「車座対話」**を実施
- 10月 関係閣僚会議において**「物流革新緊急パッケージ」**を策定
（6月の政策パッケージのうち緊急に取り組むべき事項を具体化）
- 11月 政府において**総合経済対策・補正予算案**を決定

令和6年

- 2月 政府において**物流法案**の閣議決定、国会提出
関係閣僚会議において**「2030年度に向けた政府の中長期計画」**を策定
- 3月 新たな**「標準的運賃」を告示**
自動車運送業分野（トラック・バス・タクシー）の特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定
- 4月 **「働き方改革関連法」の施行**（※トラックドライバーにも時間外労働時間上限規制が適用）
物流改正法成立
- 5月 **物流改正法**公布
- 11月 **「トラック・物流Gメン」に改組、「Gメン調査員」の新設**

令和7年

- 4月 **物流改正法の施行**（※一部は令和8年4月1日施行）
- 5月 **下請法・下請振興法改正法**成立（※令和8年1月1日施行、ただし一部は公布日から施行）
- 6月 **トラック適正化二法** 成立



我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議
（令和5年3月31日）



岸田総理と中小トラック事業者等との車座対話
（令和5年9月28日）



物流革新・賃上げに関する意見交換会
（令和6年2月16日）

物流改正法等について

流通業務総合効率化法（荷主・物流事業者に対する規制的措置）

すべての事業者（令和7年4月1日施行）

- ①荷主（発荷主、着荷主）、②物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模の以上の事業者（令和8年4月1日施行）

- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法（トラック運送事業者の取引に対する規制的措置）（令和7年4月1日施行）

- 運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面**による交付等を**義務付け**。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法（軽トラック運送事業者に対する規制的措置）（令和7年4月1日施行）

- 軽トラック運送事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者**選任と**講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

国交大臣・経産大臣・農水大臣

基本方針

基本方針に基づき定める

荷主事業所管大臣

判断基準

指導・助言
勘案して

意見

国土交通大臣

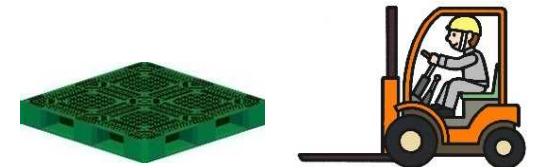
すべての荷主
(発荷主、着荷主)

連鎖化事業者
(フランチャイズチェーンの本部)

物流事業者
(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)

物流効率化のための措置

(努力義務)



「基本方針」のポイント

(1) 意義・目標

- ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラ
- ・ 荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、**令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。**
 - ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
 - ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

(2) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・ 設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、物流人材の育成等の支援

(3) 荷主・物流事業者等が講ずべき措置

- ・ 積載効率の向上
- ・ 荷待ち時間の短縮
- ・ 荷役等時間の短縮

(4) トラックドライバーへの負荷の低減に対する国民の理解の増進

- ・ 再配達削減や多様な受取方法等の普及促進
- ・ 「送料無料」表示の見直し

(5) その他

- ・ 物流に関わる多様な主体の役割（消費者、国、地方公共団体、施設管理者、経済界等）

荷主・物流事業者等の「判断基準」のポイント

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のため**
に取り組むべき措置について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上

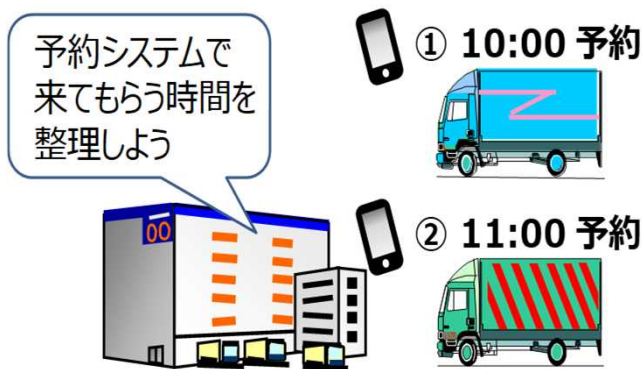
- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



パレットの利用や検品の効率化

(令和8年4月1日施行) 特定荷主等の指定

- 全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者等を指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を**義務付け**。令和8年4月1日施行。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 **9万トン以上**
(上位**3,200社**程度)

特定倉庫業者

貨物の保管量 **70万トン以上**
(上位**70社**程度)

特定トラック運送事業者

保有車両台数 **150台以上**
(上位**790社**程度)

中期計画の策定

毎年度が基本
(変更なければ5年ごと)

事業所管大臣 への定期報告

毎年度

勧告・公表・命令

事業所管大臣

- **特定荷主・特定連鎖化事業者**に対しては、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等**から物流統括管理者 (CLO) を選任し、届け出ることを義務付け。令和8年4月1日施行。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 **9万トン以上** (上位**3,200社**程度)

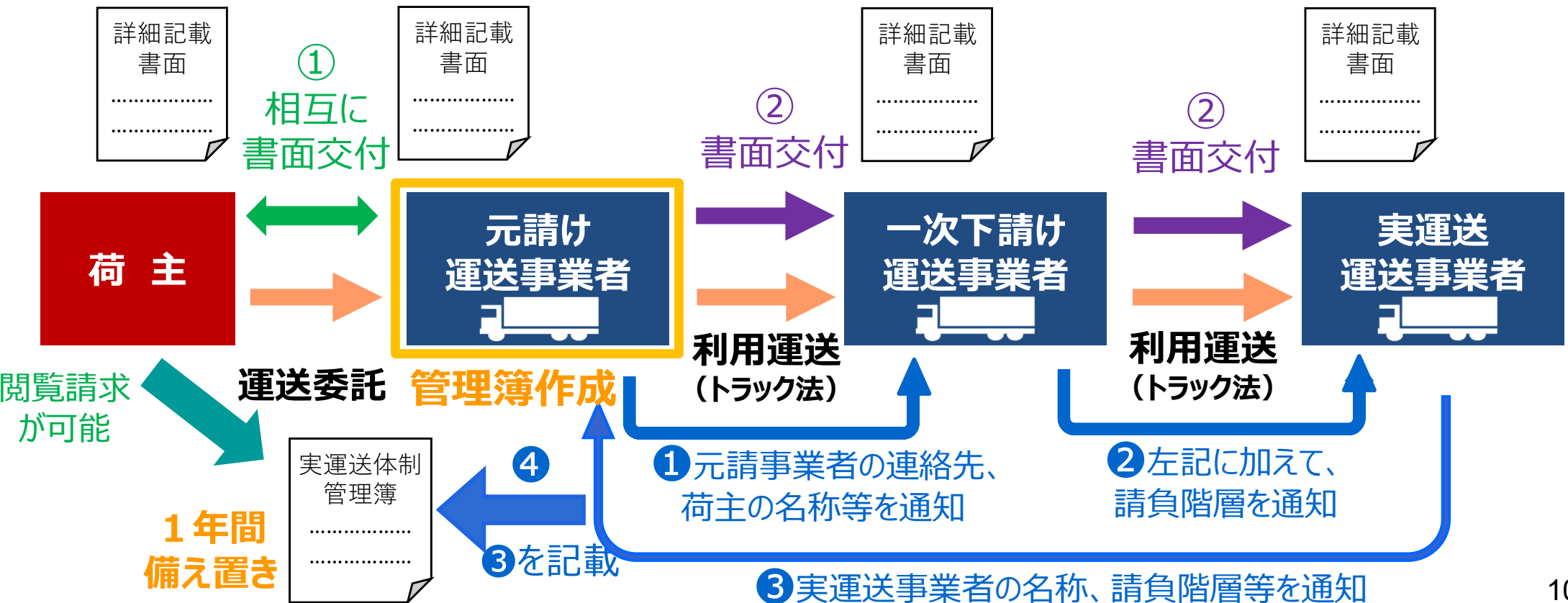
選任・届出

【物流統括管理者 (CLO) の業務】

- ① 中長期計画の作成 、 ② 事業運営方針の作成・事業管理体制の整備
- ③ リードタイムの確保、発注・発送量の適正化等のための、
社内の関係部門 (開発・調達・生産・物流・販売等) 間の連携体制の構築
- ④ 設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた**事業計画の作成、実施及び評価**
- ⑤ 社員の意識向上のための**社内研修の実施**
- ⑥ **調達先及び納品先等の物流統括管理者等との連携・調整**

トラック運送事業者の取引に対する規制的措置①

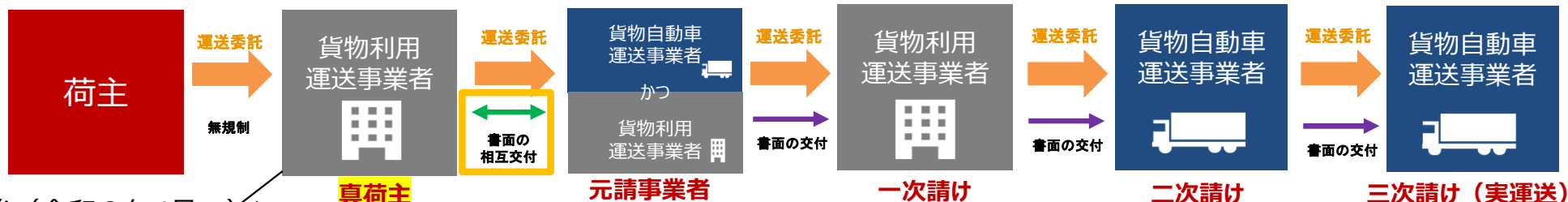
- 運送契約の締結等に際して、提供する**役務の内容**や**その対価**（**附帯業務料、燃料サーチャージ、高速道路利用料等を含む。**）等について記載した**書面の交付**等を**義務付け**。
- 運送体制の明確化を図るため、**元請事業者**に対し、**実運送事業者の名称、請負階層**等を記載した**実運送体制管理簿の作成**を**義務付け**。



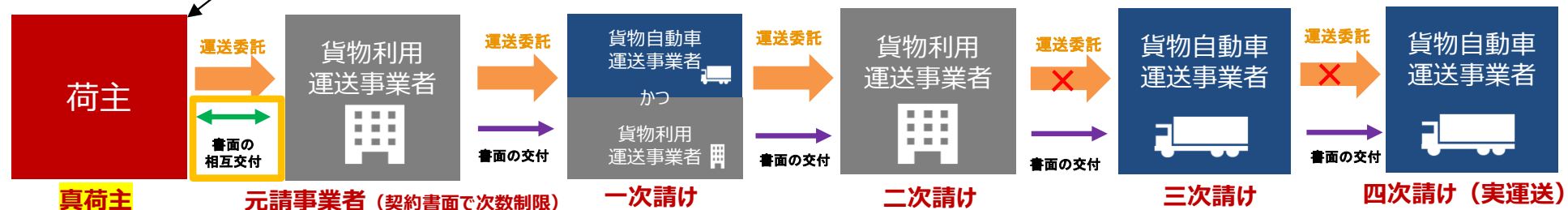
(令和8年4月1日 施行) トラック法における真荷主の範囲の改正

トラック法の「真荷主」の定義が変更されました。具体的には、真荷主の範囲から、貨物自動車運送事業者に加えて、貨物利用運送事業者も除外されました。令和8年4月1日より施行されます。

<現行 (令和7年4月~)>

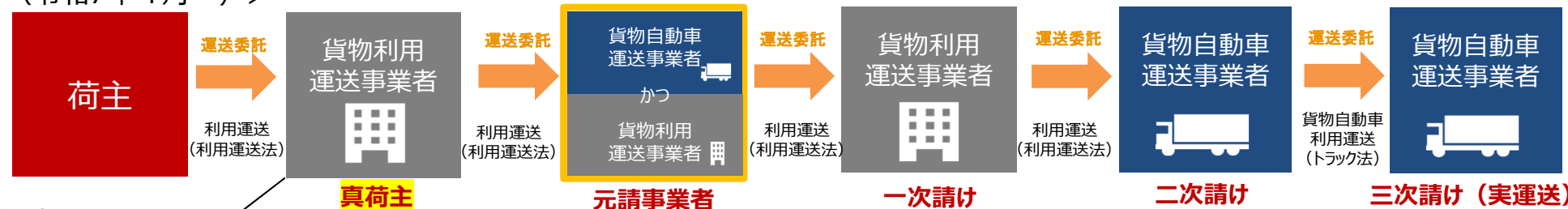


<改正後 (令和8年4月~)>

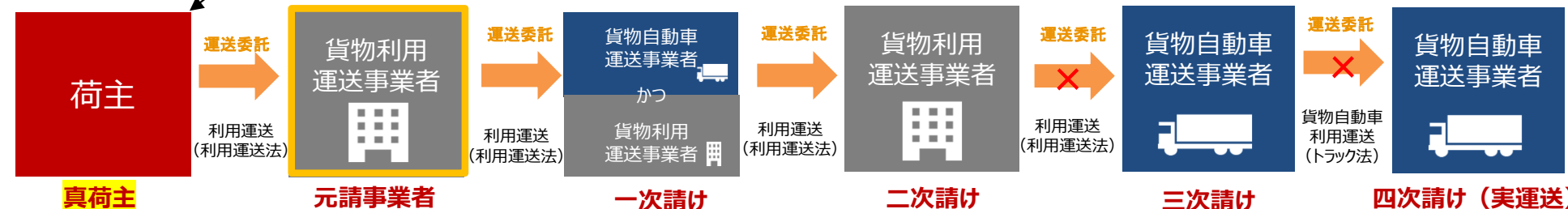


書面交付義務

<現行 (令和7年4月~)>



<改正後 (令和8年4月~)>

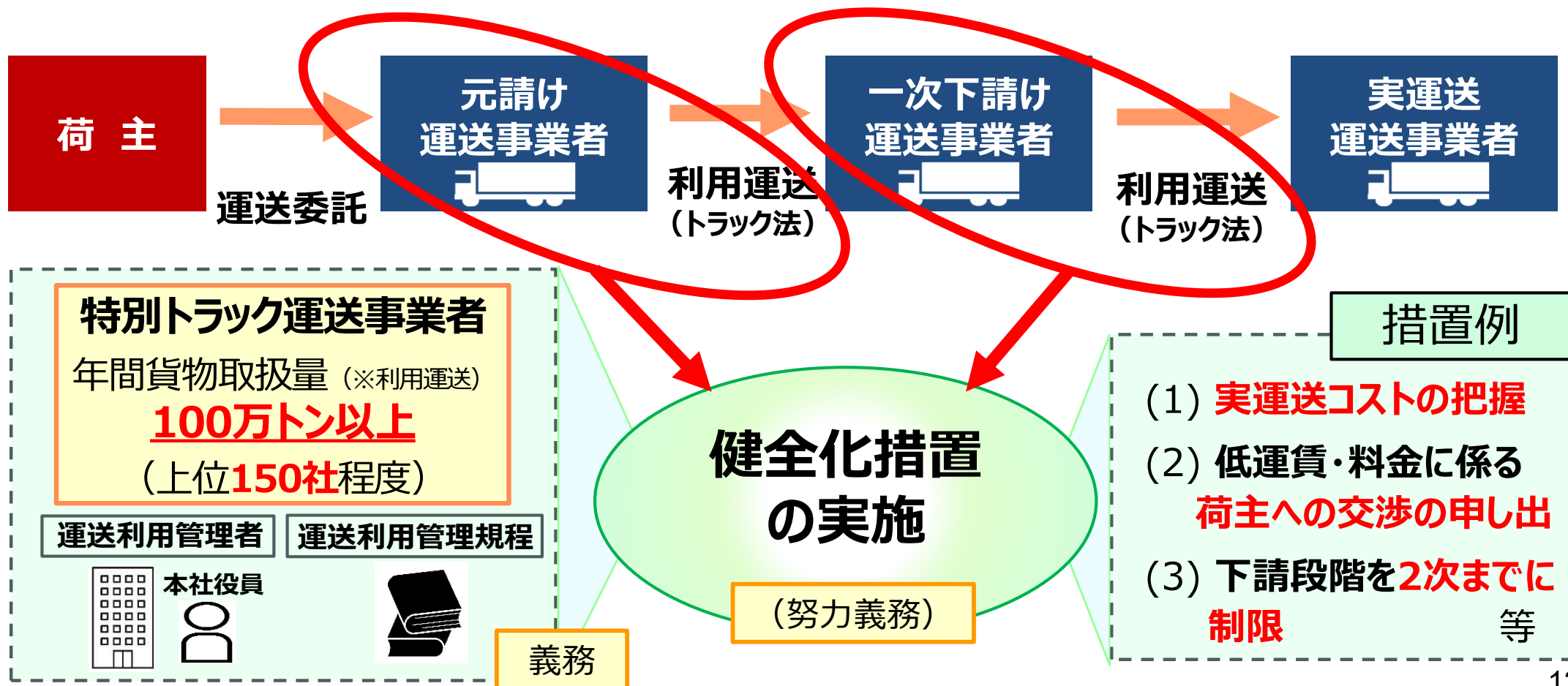


(実運送体制管理簿の作成、回数制限の努力義務)

作成義務
実運送体制管理簿

トラック運送事業者の取引に対する規制的措施②

- 他のトラック運送事業者が行う運送を利用する場合、一定の発注適正化措置（=健全化措置）を講ずることを努力義務化。
- 一定規模以上のトラック運送事業者に対し、運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任を義務付け。



トラック適正化二法について

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者^{（1）}に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

1. 事業許可の更新制度の導入

- **トラック運送事業の許可**は、**5年ごとに更新**を受けなければ、効力を失う。
- **許可基準**に、「**法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること**」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、**許可更新に関する事務**の一部を**独立行政法人に行わせる**ことができる。



(1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、**法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。**

(2) 更新申請時には、**一定の手数料収受**を想定。

(3) 独立行政法人の詳細については、**今後3年以内を目途に決定。**

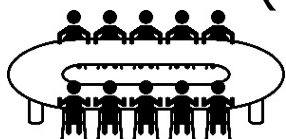


2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

- 国土交通大臣は、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、**燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料**、事業を継続して遂行するために**必要不可欠な投資の原資**、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、「適正原価」を定め、告示することができる。



- (1) これに伴い、**「標準的運賃」は廃止**する。
- (2) 適正原価は、一般貨物運送事業者だけでなく、**軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者**についても設定することができる。
- (3) 適正原価の設定にあたっては、**運輸審議会への諮問**が必要。



2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

- **トラック運送事業者**は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 **受注者の義務**
- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 **発注者の義務**



- (1) 一般貨物運送事業者だけでなく、貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者に対しても適用される。
- (2) 事業許可の有効期間である5年間を通じた総運行距離、総労働時間等を勘案し、出来る限り簡便かつ客観的に判断しうる判定基準を設定することを想定。



3. 委託次数の制限

- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、**委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

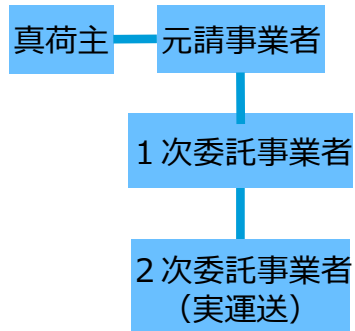


(1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、**「2次請け」＝再々委託までに制限**するルールを設けること等が必要となる。

(2) 一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

(3) その他、**運送契約書面の交付義務**、**実運送体制管理簿の作成義務**等が、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**に対しても適用されることとなる。

<今後の取引構造>



4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- **何人も**、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。
(これに違反した者は、**100万円以下の罰金**に処する。)



現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は幫助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。



その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得るため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。



4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、**トラック・物流Gメンが是正指導**を行うことができる。



(1) **国土交通大臣**は、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、**荷主等に対し、是正指導を実施**。

① 当該行為をしている**おそれ**があると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**要請**を実施

② 当該行為をしていると**疑うに足りる相当な理由**があると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表**を実施

(2) **関係省庁**も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために**必要な協力**を実施。



(3) **各都道府県トラック協会**は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足りる事実を把握したときは、**国土交通大臣に対して通知**。

5. その他

- **トラック運送事業法**に、**労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性**について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、**関係閣僚等**から成る **「物流政策推進会議」**と、その下に実務者会議を設置。



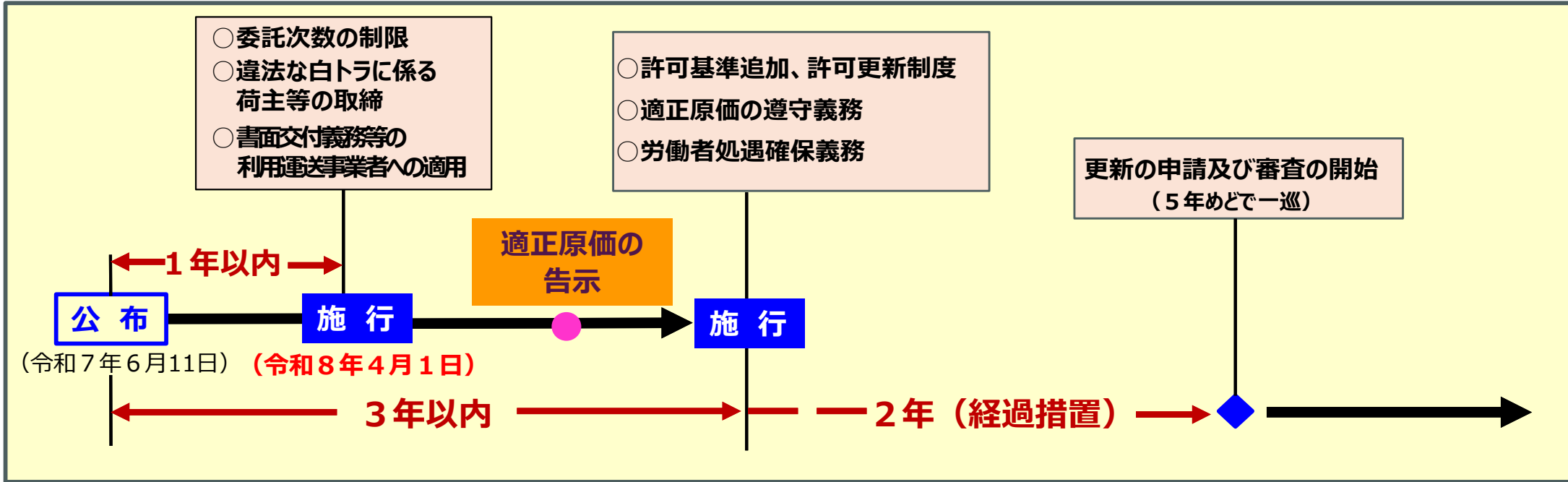
(1) トラック運送事業法の目的に、**「労働環境の適正な整備に留意すること」**を明記。

(2) トラック運送事業者の義務として、**「労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること」**を追加。 ⇒ **許可更新の要件**にも含まれる

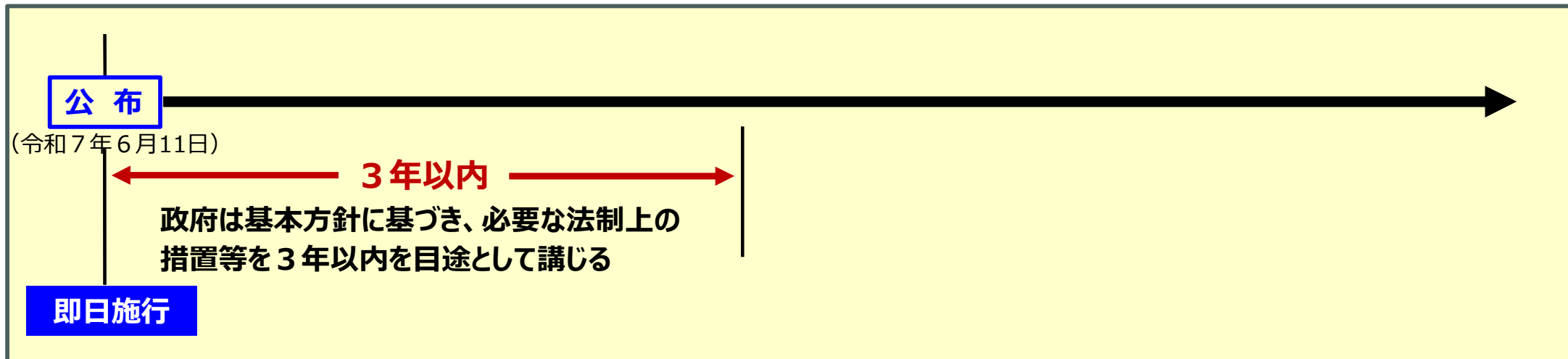
トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。

(3) 「物流政策推進会議」の構成メンバーは、**国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長**など。

【貨物自動車運送事業法】






【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



取適法について

〈規制の見直し〉

-  **（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）**
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止
- （２）手形払等の禁止**
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止
-  **（３）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）**
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加
- （４）従業員基準の追加（適用基準の追加）**
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設
-  **（５）面的執行の強化**
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・題名について、以下のとおり改める。
「下請代金支払遅延等防止法」⇒「**製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律**」
- ・用語について、以下のとおり改める。
「下請事業者」⇒「**中小受託事業者**」、**「親事業者」**⇒「**委託事業者**」等

施行期日 令和8年1月1日

改正下請法（取適法）の主な改正事項の概要（物流関係抜粋）

公正取引委員会作成資料

○ 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

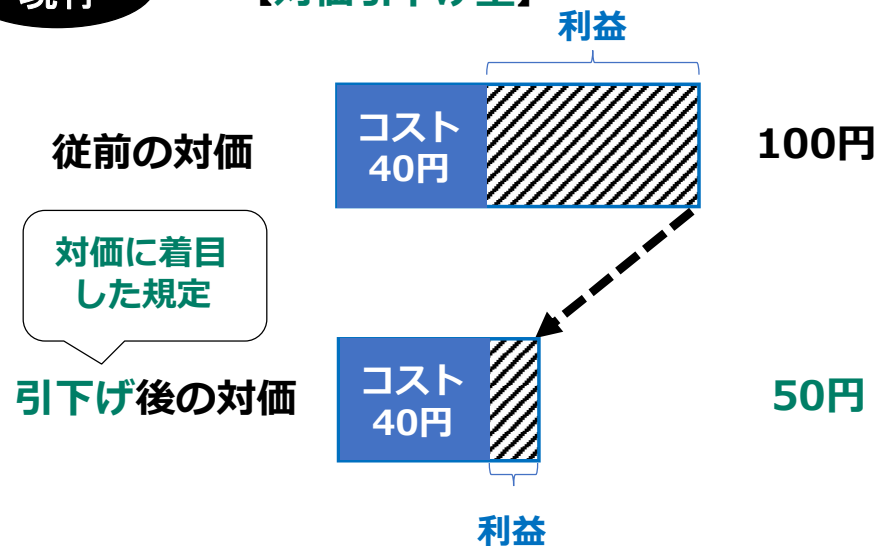
改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

現行

【対価引下げ型】



【コスト上昇型】



○ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加

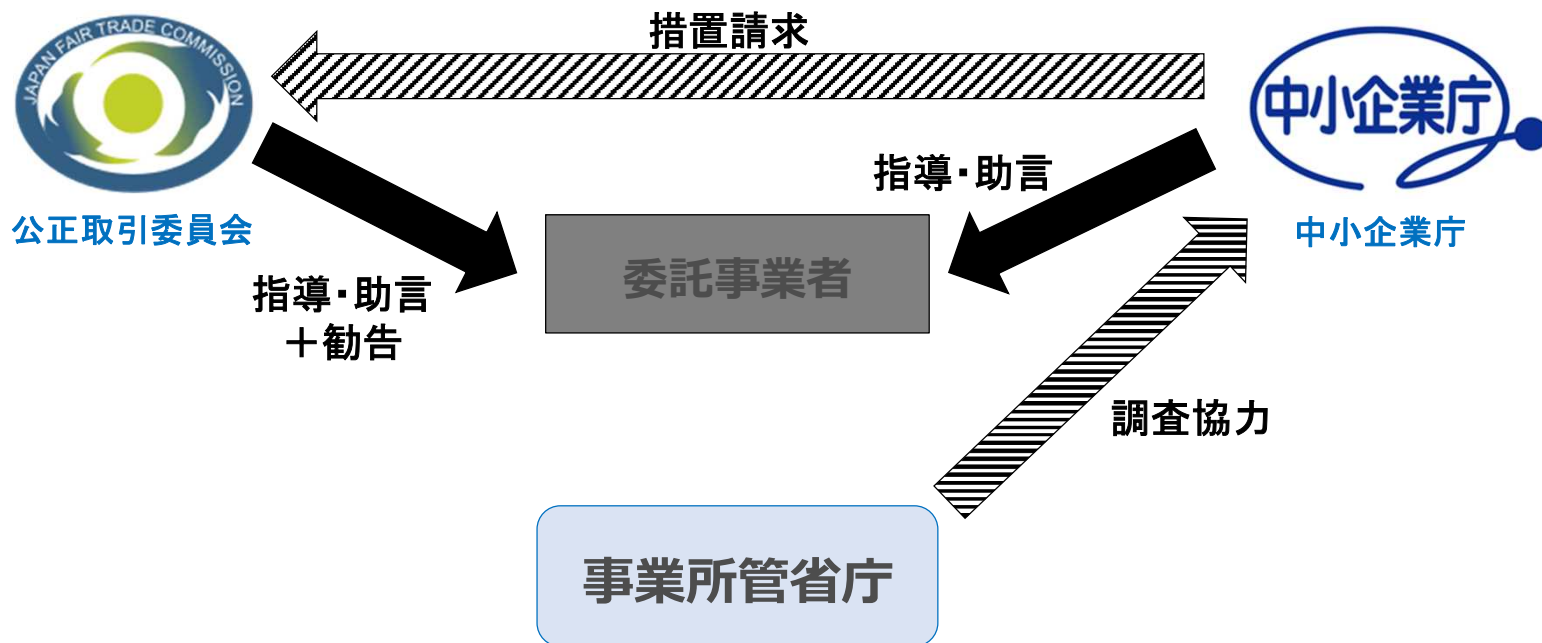


○ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



トラック・物流Gメンについて

働きかけ

トラック事業者が法令順守できるよう理解を求める

さらに情報を得た場合

要請

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

要請してもなお改善されない場合

勧告・公表

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

理解を求める文書を発出



荷主による自主的な状況確認と改善

荷主へのフォローアップの実施

要請・勧告文書を発出



必要に応じ関係省庁等と連携してヒアリング



改善計画の策定、改善期間の設定



トラック・物流Gメンによる改善状況の確認



改善報告の提出
(違反原因行為の解消)

違反原因行為とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為。

長時間の荷待ち



契約にない付帯業務



運賃・料金の不当な据置き



過積載運送の指示・容認



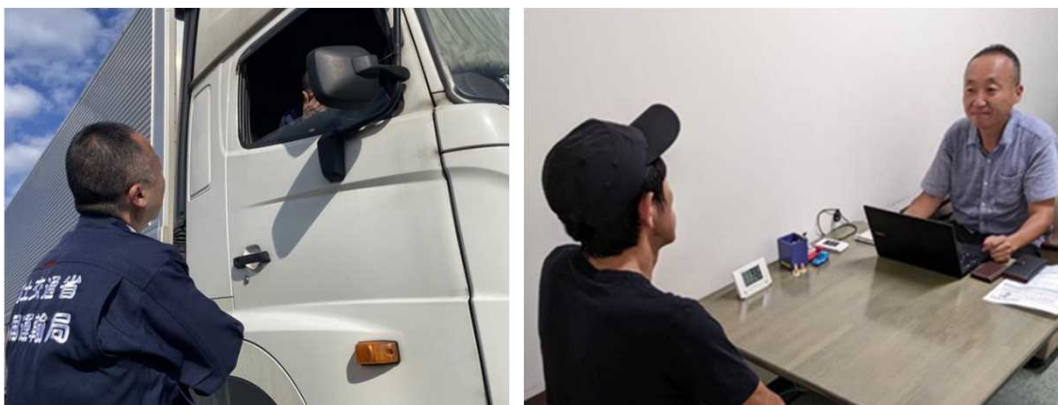
異常気象時の運送依頼



無理な運送依頼



トラック事業者・トラックドライバー・倉庫業者へのヒアリング（プッシュ型情報収集）



事業者拠点のほか、SA,PA。道の駅、コンビニ、自動車事故対策機構(NASVA)で運転者の話を聞き、情報提供を呼びかけ。

荷主等へのアポなし訪問・説明(荷主等パトロール)



荷主等をアポなしで訪問し、オンライン説明会、トラック物流問題解決に向けた荷主の協力の必要性などについて説明。

荷待ち、附帯作業等の現状確認・指導(荷主等パトロール)



荷主等へのアポ無し訪問の際、現場にて、荷待ち、契約にない附帯業務等の有無や程度を確認し、荷主に対して指導。

是正指導（働きかけ、要請、勧告〔社名公表〕）、指導後の対象のフォローアップ



違反原因行為の疑いが確認された場合は、是正指導。更に荷主の現場で改善状況の確認も行う。

トラック・物流Gメンの最近の動き

■ 全国の働きかけ等の累計実施件数 (令和1年7月～令和8年4月)

- 勧告 : 5件 (荷主3、元請1、その他1)
 - 要請 : 197件 (荷主108、元請83、その他6)
 - 働きかけ : 2,414件 (荷主1,701、元請600、その他113)
- ⇒ **計2,616件**の法的措置を実施

■ ドライバーへの情報収集、荷主訪問の実施



■ 是正指導指針の制定・公表 (令和7年10月1日)

- ✓ 是正指導の透明性・公平性の確保や、荷主・元請事業者等が自主的な商慣習の見直しに取り組むため、**是正指導指針の制定・公表を実施。**

■ 集中監視月間の実施 (令和7年10月～11月)

- ✓ 「トラック・物流Gメン」が昨年8月に実施した全トラック事業者に対する違反原因行為の実態調査等の活用し、**違反原因行為が疑われる荷主等への働きかけ等を積極的に実施。**
- ✓ 荷主企業の本社を訪問し、改正物流法やトラック・物流Gメンの活動内容の周知を実施。
- ✓ **公正取引委員会などの他官署と連携し、各ブロックや東京で合同荷主パトロールを実施し、違反の疑いのある荷主等の情報収集や、改正物流法や取適法の周知を実施。**
- ✓ SA/PAでのトラックドライバーへの情報収集の強化。
- ✓ 奈良での取り組み 工業団地等へ周知、奈良・針トラックステーションでの周知

荷主等パトロールの全国展開

全国各地で各運輸局がパトロールを実施



パトロール先拠点数約**5,000**か所

各地方運輸局において様々な手法により実施。

(令和5年7月21日～令和7年8月31日全国の実績)

(実施例)

- 荷主事業者の事務所・物流拠点等を訪問し、以下を実施
- ・ 違反原因行為の防止を呼びかけ
- ・ 荷待ち状況の実態確認
- ・ 運賃交渉への誠意を持った対応を要請
- ・ 要請を受けた荷主等の改善状況を確認
- ・ オンライン説明会への参加を呼びかけ

パトロール
動画



全国的に、Gメンの広域連携（合同パトロール）も実施中

関東



近畿



中部



九州



建設会社に対するアポ無し訪問・ヒアリング
(関東・中国Gメン、東京Gメン調査員)

運賃・料金の不当な据置き申告があった飲料メーカーに対するアポ無し訪問・ヒアリング
(近畿・四国・九州・中国Gメン)

過積載の申告があった卸企業に対するアポ無し訪問・ヒアリング
(中部・近畿・九州・中国Gメン、名古屋Gメン調査員)

配送センターの荷積み状況確認
(中国・九州Gメン)

概要

昨年の「集中監視月間」(10月・11月)では、本年1月に取適法(改正下請法)が施行されることを踏まえ、**地方運輸局と公正取引委員会地方事務所が全国規模で連携**し、荷主等の営業所、物流拠点に対する荷主パトロールや高速道路のSA・PAにおいて、改正物流法や取適法(改正下請法)の周知啓発活動を実施
これに関連し、**全国の地方運輸局トラック・物流Gメンが荷主等の本社や着荷主が多い東京へ集結し、公正取引委員会本局と合同で荷主パトロールを実施**

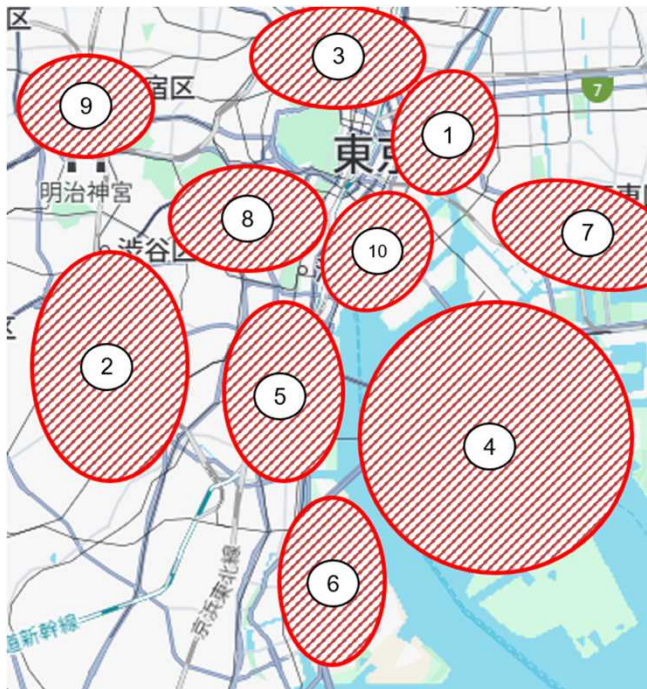
合同パトロール実施日

令和7年10月28日(火)及び29日(水)

パトロール体制

- ・トラック・物流Gメン 33名 ・公正取引委員会 3名 ・Gメン調査員(東京都トラック協会) 3名 ・Gメンアシスタント事務局 5名
- ・1班3~5名 計10班

パトロール場所・体制



- ①日本橋・八重洲エリア
- ②渋谷・恵比寿・目黒エリア
- ③水道橋・お茶の水エリア
- ④青海エリア
- ⑤大崎・浜松町エリア
- ⑥京浜エリア
- ⑦江東エリア
- ⑧赤坂・虎ノ門エリア
- ⑨新宿エリア
- ⑩港区・芝浦エリア

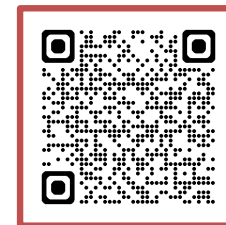
パトロール対象荷主等

建設・土木関係
鉄鋼関係
小売り関係
食品・飲料関係
機械・化成品等製造
元請トラック事業者
その他物流事業者 等



その他について

- トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会（無料、毎月実施）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000132.html



- 「物流効率化法」理解促進ポータルサイト
<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

- 中小受託取引適正化法（取適法）関係
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
発注者、受注者として採るべき、求められる行動が記載されています。
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>